

答申書
(答申第3-3号)

第1 審査会の結論

審査請求人が提起した次の公文書部分公開決定処分、公文書非公開決定処分及び自己情報非開示決定処分についての審査請求は棄却されるべきである。

- 1 平成30年5月11日提起 平成30年2月14日付けの公文書部分公開決定処分他6件
- 2 平成30年9月14日提起 平成30年6月29日付けの公文書非公開決定処分他6件
- 3 平成30年10月9日提起 平成30年7月13日付けの公文書部分公開決定処分他3件
- 4 平成30年10月31日提起 平成30年8月2日付けの公文書部分公開決定処分他5件
- 5 平成30年12月3日提起 平成30年11月5日付けの自己情報非開示決定処分
- 6 平成31年2月13日提起 平成30年12月3日付けの公文書非公開決定処分他1件
- 7 平成31年2月26日提起 平成30年12月3日付けの公文書非公開決定処分他4件

第2 事案の概要

- 1 平成30年1月31日他に、審査請求人が津幡町長に対し公文書公開請求書及び自己情報開示等請求書を提出した。
- 2 平成30年2月14日他に、上記1の公開等請求につき、津幡町長が審査請求人に対し公文書部分公開決定通知書、公文書非公開決定通知書及び自己情報非開示決定通知書を通知した。
- 3 審査請求人は、上記2の決定につき、平成30年5月11日、平成30年9月14日、平成30年10月9日、平成30年10月31日、平成30年12月3日、平成31年2月13日及び平成31年2月26日に、津幡町長に対し処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、文書不存在等の理由により非公開となった文書が、作成、保管又は保存されていて然るべき文書で当然存在すべきであるとの主張であり、速やかな公開を求める、というものである。

2 処分庁の主張

平成30年2月14日付け公文書部分公開決定について、審査請求人の求める文書は津幡町文書取扱規程による保存年限超過のため廃棄済みであり、また、金額変更については起案を行っていないため、物理的不存在である。

平成30年2月23日付け公文書部分公開決定について、資料の作成段階で起案を行っていないため、又は、優先順位を定めたことはないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。更に、部外規定は存在しないため、物理的文書不存在である。区長会会則は区長会からの預かり文書の中には存在するが、当該文書は津幡町情報公開条例の規定により公文書に該当しないため非公開である。

平成30年3月16日付け公文書非公開決定について、町職員が取得した文書は存在せず、行政懇談会では資料の配布が行われていないため、物理的文書不存在である。更に、総会資料については、津幡町情報公開条例の規定により公文書に該当しないため、非公開である。電話口頭記録票は作成されていないため、物理的文書不存在である。

平成30年4月3日付け公文書非公開決定について、審査請求人の求める文書は津幡町文書取扱規程による保存年限超過のため廃棄済みである。また、起案を行っていないため物理的不存在である。

平成30年6月29日付け公文書非公開決定について、起案・決裁は行われておらず、経過等を記載した文書は存在しないため、物理的文書不存在である。

平成30年7月13日付け公文書部分公開決定について、委員の住所は津幡町情報公開条例第6条第2号に規定する個人に関する情報であるため非公開である。また、「過去10年の委員長等の分る文書等」に関しては、該当する内容を網羅的に表す公文書は存在しないため、物理的文書不存在である。更に、請求時点で平成30年度の審査会は開催されておらず会議録は存在しないため、対象となる会議録を公開したものである。加えて、文書作成時におけるメモ等については、個人的に作成したものであり、津幡町情報公開条例の規定による公文書に該当せず、既に廃棄済みのため、物理的文書不存在である。

平成30年8月20日付け公文書部分公開決定及び公文書非公開決定について、行政相談委員及び津幡地区女性会の文書を町は保有していないため、物理的文書不存在である。また、行政不服審査会委員の委嘱に当たり、請求人の請求する調査等を行っていないため、物理的文書不存在である。各委員の年齢等が記載された文書は作成されておらず、物理的文書不存在である。加えて、「説明を尽くした」の根拠となる、その全てを具体的に証明できる文書は存在せず、請求人の請求する内容を定めた例規も存在しないため、物理的文書不存在である。

平成30年7月13日付け公文書部分公開決定について、委員の住所は津幡町情報公開条例第6条第2号に規定する個人に関する情報であるため非公開である。

平成30年8月22日付け公文書部分公開決定及び公文書非公開決定について、行政懇談会以外の懇談会は行われておらず、津幡町文書取扱規程により保存年限が3年のため、平成26年度以前の文書は廃棄済みであり、物理的文書不存在である。また、辞令や命令は存在せず、兼務職名等が分かる記録等も存在しないため、物理的文書不存在である。

平成30年9月11日付け公文書非公開決定について、請求人の請求する文書、資料等は存在せず、また、区長会一泊研修会に公用車は使用していないため、物理的文書不存在である。

平成30年8月2日付け公文書部分公開決定について、一般的な口頭による契約によって為されているため根拠文書等は物理的不存在である。

平成30年8月22日付け公文書非公開決定について、一般的な口頭による契約によって為されているため根拠文書等は物理的不存在である。

平成30年9月3日付け公文書非公開決定について、請求人の請求する文書、資料等は存在しないため、物理的文書不存在である。

平成30年9月28日付け公文書非公開決定及び公文書部分公開決定について、請求人の請求する文書、資料等は存在しないため、物理的文書不存在である。また、納人の個人名は津幡町情報公開条例第6条第2号に規定する個人に関する情報であるため非公開である。

平成30年10月2日付け公文書部分公開決定について、町内の公共的団体の育成に関する事務を行うことについて明文化した文書等は存在せず、物理的文書不存在である。

平成30年11月5日付け自己情報非開示決定について、請求時点では自己情報を実施機関は保有していなかったため、物理的文書不存在である。

平成30年12月3日付け公文書非公開決定について、行政不服審査会会長の押印決裁は行っていないため、物理的文書不存在である。

平成31年1月8日付け公文書部分公開決定について、審査会関係資料は郵送により送付しており、その状況等や来庁の記録等に係る文書は存在しないため、物理的文書不存在である。

平成30年12月3日付け公文書非公開決定について、電話受理票を作成していないため、物理的文書不存在である。

平成30年12月19日付け公文書非公開決定について、具体的文書を特定することのできない理由を説明する文書は存在しないため、物理的文書不存在である。

平成31年1月8日付け公文書非公開決定について、請求人の請求内容では具体的な公文書が特定できないため非公開としたものである。

平成31年2月5日付け公文書非公開決定について、請求人の請求内容では具体的な公文書が特定できないため非公開としたものである。

平成31年2月8日付け公文書部分公開決定について、法令に基づく申請や請求以外の質問等に対する回答義務はなく、特段の協議・決裁等は行っていないため、物理的文書不存在である。

第4 調査審議の経過

平成30年6月11日 諮問の受付

平成30年10月9日 諮問の受付

平成30年10月22日 諮問の受付

平成30年11月19日 諮問の受付

平成31年2月18日 諮問の受付

平成31年3月15日 諮問の受付

令和3年12月21日 審議

第5 審査会判断の理由

平成30年2月14日付け津総発第857号公文書部分公開決定については、津幡町文書取扱規程に基づく保存年限経過による廃棄には特段の不適切は認められず、また、起案については業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年2月23日付け津総発第884号公文書部分公開決定については、起案の作成が業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年2月23日付け津総発第885号公文書部分公開決定については、優先順位を定めた文書が業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。また、ホームページの掲載・更新に関しても、起案の作成が業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられない。

平成30年2月23日付け津総発第886号公文書部分公開決定については、部外規定が業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられない。また、区長会会則については、津幡町情報公開条例第2条に定める「公文書」には当たらず（「当該実施機関が管理しているもの」ではない。）、非公開であることは妥当であると考えられる。

平成30年3月16日付け津総発第952号公文書非公開決定については、区長会役員会及び町政教室の参加者は区長のみであることから、町職員の取得した資料が存在しないことに不自然はない。また、総会資料については、津幡町情報公開条例第2条に定める「公文書」には当たらず（「当該実施機関が管理しているもの」ではない。）、非公開であることは妥当であると考えられる。

平成30年3月16日付け津総発第953号公文書非公開決定については、電話口頭記録票の作成が業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年4月3日付け津総発第8号公文書非公開決定については、津幡町文書取扱規程に基づく保存年限経過による廃棄には特段の不適切は認められず、また、起案については業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年6月29日付け津総発第252号公文書非公開決定については、起案や決裁が業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年7月13日付け津総発第312号公文書部分公開決定については、津幡町情報公開条例第6条第2号に定める「個人に関する情報」と認められることから、非公開は妥当であると考えられる。また、「過去10年の委員長等の分る文書等」については、該当内容を網羅的に表す公文書が業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられない。平成30年度の行政不服審査会については、請求時点で開催されていないため、会議録が存在しないことに不自然はない。

平成30年7月13日付け津総発第313号公文書部分公開決定については、津幡町情報公開条例第2条に定める「公文書」に該当せず（「決裁又は供覧等の手続きが終了しているもの」ではない。）、既に廃棄済みのため、物理的不存在であったとしても不自然ではない。

平成30年8月20日付け津総発第389号公文書部分公開決定については、行政相談委員及び津幡地区女性会の文書は、業務遂行上、町の保有が必要不可欠とまでは考えられない。また、津幡町区長会及び津幡町健康づくり推進協議会に関する文書は該当部分を公開しており、妥当であると考えられる。

平成30年8月20日付け津総発第390号公文書非公開決定については、委員委嘱に当たり請求人の請求する調査等が行われていないと認められ、物理的文書不存在であったとしても不自然ではない。また、各委員の年齢等が記載された文書は作成されていないと認められ、物理的文書不存在であったとしても不自然ではない。

平成30年8月20日付け津総発第391号公文書非公開決定については、請求人に対するこれまでの対応全てを指し、説明を尽くしたと述べたものと認められ、請求人の請求する「説明を尽くした」の根拠となる文書等に関する具体的に証明できる文書が存在しなくても不自然ではない。

平成30年8月20日付け津総発第392号公文書非公開決定については、請求内容を定めた例規は存在せず、また、例規については業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年7月13日付け津総発第314号公文書部分公開決定については、津幡町情報公開条例第6条第2号に定める「個人に関する情報」と認められることから、非公開は妥当であると考えられる。

平成30年8月22日付け津総発第408号公文書部分公開決定については、津幡町文書取扱規程の規定により3年保存のため、平成26年度以前の文書が廃棄済みであることに特段の不適切は認められない。

平成30年8月22日付け津総発第410号公文書非公開決定については、請求人の請求する辞令や命令は、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられず、文書が存在しなくても不自然ではない。

平成30年9月11日付け津総発第461号公文書非公開決定については、公務出張ではないため請求人の請求する文書は存在しなくても不自然ではない。

平成30年8月2日付け津総発第352号公文書部分公開決定について、窓口におけるコピー代は一般的な口頭による契約によって為されているため、根拠文書等が存在しなくても不自然ではない。

平成30年8月22日付け津総発第409号公文書非公開決定については、窓口におけるコピー代は一般的な口頭による契約によって為されているため、根拠文書等が存在しなくても不自然ではない。

平成30年9月3日付け津総発第441号公文書非公開決定については、区長に対する町からの補助金はなく、誤記載であったため該当する部分が存在しなくても不自然ではない。また、行政連絡事務委託契約に関し、町から区長会へ向けた説明等が行われていないと認められ、説明文書が不存在であることに不自然はない。

平成30年9月28日付け津総発第513号公文書非公開決定について、行政連絡事務委託契約は、津幡町と津幡町区長会が締結する契約のため、請求人の請求する文書が存在しなくても不自然ではない。

平成30年9月28日付け津総発第514号公文書部分公開決定については、請求人の請求する記載要領や窓口対応者の記録は、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられない。また、納人の個人名は津幡町情報公開条例第6条第2号に定める「個人に関する情報」と認められることから、非公開は妥当であると考えられる。

平成30年10月2日付け津総発第525号公文書部分公開決定については、町内の公共的団体の育成について町が事務を行うことを明文化した文書や、津幡町と津幡町区長会が締結した事務取扱等に関する契約や協定に係る文書は業務遂行上、必要不可欠とまでは考えられない。

平成30年11月5日付け津総発第623号自己情報非開示決定については、請求人から開示請求のあった自己情報は、請求時点で実施機関は保有していなかったと認められ、非開示であることに不自然はない。

平成30年12月3日付け津総発第676号公文書非公開決定については、行政不服審査会会長の押印決裁は行われていないと認められ、請求人の請求する文書が存在しなくても不自然ではない。

平成31年1月8日付け津総発第768号公文書部分公開決定については、審査会関係資料等は郵送により送付されており、その状況等や来庁の記録等を残していないため、文書が存在しなくても特段の不適切は認められない。

平成30年12月3日付け津総発第678号公文書非公開決定については、電話受理票等は業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられない。また、具体的な文書が特定不能のため、非公開としたことはやむを得なかったものとみられる。

平成30年12月19日付け津総発第721号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられない。

平成31年1月8日付け津総発第770号公文書非公開決定については、請求内容を具体的に記述するよう通知したにも関わらず、請求人の請求する内容は請求内容の特定が困難であったことから、非公開となったことはやむを得なかったものとみられる。

平成31年2月5日付け津総発第848号公文書非公開決定については請求内容を具体的に記述するよう通知したにも関わらず、請求人の請求する内容は請求内容の特定が困難であったことから、非公開となったことはやむを得なかったものとみられる。

平成31年2月8日付け津総発第862号公文書部分公開決定については、法令に基づく申請や請求以外の質問等に対する回答義務はないと考えられ、特段の協議・決裁等は行っていないと認められ、文書が存在しなくても不自然ではない。

第6 結論

以上のことから、津幡町情報公開条例第6条第2号に定める「個人に関する情報」と認められるものの非公開は妥当であり、また、同条例第2条に定める「公文書」には当たらないとしたものは法的不存在で

あり、その余については物理的不存在であることから、本件審査請求には理由がないため、請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとは言えず、棄却されるべきである。

第7 付言

本件審査請求において、実施機関が元から作成していないために不存在としたものについて、存在しないことの当否を問うような記載がみられるが、当審査会は、実施機関の公開決定等又は公開請求等に係る不作為について、審査請求があったときに、津幡町情報公開条例第19条又は津幡町個人情報保護条例第34条の規定に基づき、諮問を受けて、実施機関の当該公開決定等又は公開請求等に係る当該不作為の当否等を審査するものであり、請求人が公開等請求をする文書が元から作成されていないために不存在であること自体の是非を審査する権能を有するものではないと思料するので、この点を付言する。

令和4年1月17日

津幡町行政不服審査会

会長	中村 寛二
職務代理人	宮前 悟
委員	潟端 良子
委員	松村 紀子
委員	山本 悦子